

ご存じですか？自転車事故について



*警察庁「自転車ルールブック」参照

令和8年4月1日から

自転車の違反にも交通反則通告制度（青切符）が適用されます！！（16歳以上）

自転車事故の増加や、運転マナーの低下が社会問題化していることから、交通事故の抑止を図るため、交通ルールに違反した場合に自転車にも「青切符」が交付されます。

こんな違反は青切符！（主な違反行為）

<p>ながらスマホ (12,000円)</p>	<p>右側通行 (6,000円)</p>	<p>傘さし運転 (5,000円)</p>	<p>一時不停止 (5,000円)</p>	<p>二人乗り (3,000円)</p>
<p>遮断踏切立入り (7,000円)</p>	<p>無灯火運転 (5,000円)</p>	<p>イヤホンの使用 (5,000円)</p>	<p>並走運転 (3,000円)</p>	<p>信号無視 (6,000円)</p>

*上記の()内に示された反則金を納付しなければなりません。



(注意！) この他にも約110種類以上の違反行為が対象となっています。